

農業エネルギーコスト削減促進事業補助金申請要領 (重点支援地方交付金活用事業)

1 制度の目的

本補助金は、原油・原材料価格の高騰に直面する県内の事業者のエネルギーコストの削減を促進し、持続可能な経営構造への転換と 2050 年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量をゼロにする「2050 ゼロカーボン」の実現を図ることを目的としています。

2 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 長野県内に事業所を置き事業活動を行っている者
- (2) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う設備を所有する者
- (3) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 農業経営体（主たる業種が農業(きのこ（しいたけ、なめこ、くりたけ、ぬめりすぎたけ、やまぶしたけを除く）の菌床栽培を含む）・畜産業・水産養殖業）
 - イ 農業協同組合（漁業協同組合を含む）
 - ウ 土地改良区及び土地改良区連合
 - エ 県域農業関係団体
 - オ ア～エに掲げる者以外の者であって、第1の趣旨を達成するために知事が特に適当と認められた者
- (4) 県税の滞納がない者
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 事業所のエネルギー（電気、ガス等）等の使用料を把握できる者
- (7) 令和7年度補正予算により県が交付する「エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）」、「私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金」、「社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「林業エネルギーコスト削減促進事業補助金」に申請していない、又は申請する予定がない者

3 支援内容

- (1) 申請に当たっては、以下からコースを選択してください。またコースごとに要件が異なりますのでご注意ください。

○基本コース

- ・農業経営体（水産養殖業を除く）の方は、みどり認定^(※)を受けていること、又は事業完了までに申請をすること。それ以外の方は、環境にやさしい農業に関する取組を行うこと
- (※)「みどりの食料システム法」に基づく、化学肥料・農薬の使用低減や温室効果ガス低減、省エネなどに取り組む農林業者の認定制度です。申請に当たっての詳細は5ページをご覧ください。

○促進コース

・基本コースの要件に加えて、次の要件を全て満たしてください。

- ア 事業活動温暖化対策計画（第5次計画期間）を県に提出している又は事業完了までに提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とすること）
- イ 長野県 SDGs 推進企業登録制度における登録を行っている又は事業完了までに登録申請を行うこと

(2) 補助対象経費等

補助対象経費は、省エネ設備の更新及び再エネ設備の新規導入（増設は除く。）に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、下表のとおりです。

また、補助金の交付決定日以降に着手（※）し、原則として当該年度の1月8日までに完了（施工業者等への支払いを終える）するものであることが必要です。（**交付決定日より前に着手した事業については、補助対象となりません。**）

（※）対象設備を実際に取り付けることだけでなく、**対象設備の購入 や取付け等の申し込みをすることも該当しますので十分注意してください。**

(補助内容及び補助上限額)

コース	補助対象となる環境対応設備（設備区分）	補助率	補助下限額	補助上限額
基本コース	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備（空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る）、その他事業に関する知事が認める設備）の更新 ・再エネ設備（発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備（BEMS、FEMS）、木質バイオマスエネルギー利用設備）の新設 	1/2 以内	50万円	500万円
促進コース		3/4 以内		

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

（詳細な設備種別は、別表（対象設備一覧）のとおりです）

(補助対象となる経費)

項目	内訳
① 設備費	補助対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要な経費 （例）換気機器、空調機器、その他事業実施に必要な不可欠な付属機器（リモコン、フード、化粧パネル等）
② 工事費	補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費（補助対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む）

	(例) 労務費、材料費、機器搬入費、機器据付費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、共通仮設費、現場管理費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空乾燥調整費、冷媒ガス及び充填作業費、養生費、天井等解体及び復旧費、点検口取付費等
③ 処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費 (例) 既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用

※上記経費に係る消費税相当額は、補助対象経費ではありません。

※中古設備の導入については、補助対象ではありません。

※過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のものに要する経費は対象ではありません。

※各項目の費用について、補助事業を行うために必要かつ不可欠であることの証明は補助事業者の負担とします。証明できなかったことによる不利益について、県は一切の責任を負いません。

(補助対象とならない経費)

項目	内訳 (例示)
① 設計費	本事業と直接関係のない設計に要した費用
② 設備費	リース料、計測機器又は装置、必要不可欠とは言えない付属機器等
③ 工事費	安全対策費、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本事業と直接関係のない工事・設計に要した費用等
④ 処分費	本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用
⑤ 諸経費	一般管理費、諸経費(準備費、仮設物費、安全費、保証料、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、役員報酬、動力用水光熱費、その他)、補助事業経費の積算に関する費用、長野県に提出する申請書類等の作成費用等

4 申請・報告等の手続

本補助金に関する申請等の手続は、以下のとおりです。

農業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)等を確認の上、必要な書類を期間内に提出してください。

(1) 申請書類等の受付

ア 配布方法

下記「ウ 配布場所及び提出先」で配布するほか、長野県公式ホームページからダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/260316energy.html>

イ 提出方法

持参又は郵送で行ってください。提出の際は紙媒体で2部提出してください。

※紛失等を防ぐため、封筒には「農業エネルギーコスト削減促進事業補助金申請書類
 在中」と記入してください。

ウ 配布場所及び提出先（下記7に連絡先を掲載しています。）

- ・ 県内の主な事業所の所在地を所轄する地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に提出してください。
- ・ 事業実施が地域振興局管内を超える場合は農政部農業政策課に提出してください。

エ 費用の負担

申請等に要する経費は、全て申請者の負担とします。

エ 申請様式等

手続の種類	提出期限	提出書類	備考
① 計画承認申請	令和8年9月30日 若しくは予算が上限に達するまで ※申請書類等をご提出いただく前に、事業の活用について提出先の農業農村支援センターに事前相談することを必須とします。 ※予算が上限に達した場合は、申請を受け付けられないことがあります。	計画承認申請書（様式第1号） 【添付書類】 (1) 実施計画書（様式第2号） (2) その他知事が必要と認める書類（実施計画書の添付書類一覧のとおり）	【添付書類（2）関係】 添付書類一覧の4、5は証明日が申請日以前3か月以内のものであること
② 交付申請	計画承認後から20日以内	交付申請書（様式第3号）	
③ 事業計画変更承認申請	補助事業の内容を変更しようとするとき	事業変更承認申請書（様式第4号） 【添付書類】 (1) 変更後の実施計画書 (2) 変更後の補助対象経費の内訳が確認できる書類	変更、中止（廃止）の場合や、予定の期間内に事業が完了しないおそれがある場合は、速やかに地域振興局農業農村支援センターへ相談してください。
③ 事業計画中止（廃止）承認申請	補助事業を中止又は廃止しようとするとき	事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）	
④ 事業計画遅延等報告	補助事業が予定の期間内に完了しないとき	事業計画遅延等報告書（様式第8号）	

⑤ 交付決定前事業着手届	交付決定前に事業に着手する必要があるとき	交付決定前事業着手届出書 (様式第7号)	
⑥ 実績報告	補助事業が完了したとき	事業実績報告書 (様式第9号) 【添付書類】 (1) 省エネ設備や再エネ設備の更新等を行った建物及び設備の概要が確認できるカラー写真 (取り付けようとする設備の型番の写真、取り付け後の写真等) (2) 支出が確認できる書類 (契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込みしたことが分かる書類) (3) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類 (産業廃棄物管理票 (マニフェストD票) の写し、フロン類の引取証明書の写し (フロン類が含まれる設備を撤去した場合に限る。) 及び家電リサイクル券の写し (一般用エアコン又は一般用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。)) (4) 導入した設備の保証書の写し	【提出期限】 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度の1月8日のいずれか早い日まで。 (3)は、対象設備一覧表が更新の場合に限り提出すること
⑦ 交付請求	補助金の額が確定し、補助金の支払を受けようとするとき	補助金交付請求書 (様式第10号)	
⑨ 財産処分承認申請	補助金を受けて設置した設備を処分しようとするとき	財産処分承認申請書 (様式第12号)	耐用年数経過前に対象設備を譲渡、廃棄等する場合に申請が必要

(2) みどり認定 (※) について

農業経営体のうち水産養殖者以外の方は、みどり認定を、事業完了までに受けるか、申請してください。事業実績報告書に認定番号または申請日を記載してください。

それ以外の方は、環境にやさしい農業に関する取組を行い、その内容を事業実績報告書に記載するとともに、その内容がわかる資料を添付してください。

みどり認定に関するお問い合わせ先は以下のとおりです

対応窓口	地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課 (申請先は取組を行う農地が所在する市町村を所管する農業農村支援センター)
連絡先	8 (1) の表のとおり

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (みどりの食料システム法) 第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画及び同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定

(3) 事業活動温暖化対策計画について

促進コースで補助金の申請をする場合は、長野県地球温暖化対策条例の規定による事業活動温暖化対策計画を、事業完了までに申請し、その写しを事業完了報告に添付してください。

事業活動温暖化対策計画に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）は以下のとおりです（※）

登録制度 HP	https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html#jigyoushou
対応窓口	ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）
連絡先	026-262-1793 又は 026-262-1794
メール	naganoco2@chugai-tec.co.jp
FAX	026-235-2359

（※）「第5次計画期間の制度概要」等は3月中に公表する予定です。ヘルプデスクは4月1日開設予定ですので、それまでの間は長野県環境部ゼロカーボン推進課にお問い合わせください。

(4) 長野県 SDGs 推進企業登録について

促進コースで補助金の申請をする場合は、長野県 SDGs 推進企業登録制度における登録を事業完了までに行い、登録証または申請書の写しを事業完了報告に添付してください。

長野県 SDGs 推進企業登録制度に関するお問い合わせ先等は以下のとおりです

登録制度 HP	https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/tourokuseido.html
登録申請フォーム	https://nagano-sdgs.com/registration/signup/
担当窓口	長野県産業労働部産業政策課
登録サポート窓口	050-5536-8235
メール	ADE.JP.sdgs-shinshu@jp.adecco.com

5 留意事項

○事業の実施時期について

- ・補助対象事業は、補助金の交付決定日以降に着手し、原則として当該年度の1月8日までに完了（施工業者等への支払いを終える）するものであることが必要です。**設備の納期、工事完了の時期に十分注意してください。**

ただし、交付要綱第7条の承認を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（様式第7号）を提出してください。

なお、ここでいう「着手」とは、対象設備を実際に取り付けることだけでなく、対象設備の購入や取付け等の申し込みをすることも該当しますので十分注意してください。

○計画承認申請から計画承認までの期間について

- ・提出された計画承認申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できてから、概ね1か月以内に計画承認の通知を送付します。(審査の結果、補助要件等を満たさない場合は、不承認決定の通知を送付します。)

○事業実施計画書・実績報告書に添付する写真について

計画承認申請又は実績報告の際に添付していただく写真は、下表を参考に、補助対象設備の設置前・設置後の状況が確認できるように撮影してください。

	省エネ設備及び太陽光発電設備を除く再エネ設備	太陽光発電設備
事業実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備等の更新等を行う前の建物、設備の状況が確認できる写真 ・省エネ設備等の更新等を行う設置予定場所の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置予定場所に太陽光発電システムが載っていないことが確認できる写真 ・パワーコンディショナ設置予定場所の写真
実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備等の更新等を行った後の建物、設備の状況が確認できる写真 ・更新等を行った省エネ設備等の型番が確認できる写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した太陽光発電システムが確認できる写真 ・パワーコンディショナが設置されたことが確認できる写真 ・パワーコンディショナの型番が確認できる写真

○その他

- ・提出された書類は返却しませんので、コピーを取るなど、控えを1部保管してください。なお、申請書類は本件に係る計画承認・交付決定等補助金に係る事務のみに使用し、他の目的には使用しません。
- ・必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- ・申請等に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Q & Aを十分に確認してください。

6 地域振興局担当課

※補助金の申請窓口は3ページをご覧ください。

(1) 申請書類等の提出先 および みどり認定の申請先（地域振興局農業農村支援センター）

事業所の所在する地域	地域振興局・課	住所	問い合わせ先
小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267(63)3144
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268(25)7125
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	0266(57)2913
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265(76)6812
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	0265(53)0414
木曾郡	木曾地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264(25)2220
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263(40)1915
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2	0261(23)6510
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026(234)9514
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269(23)0209
事業実施が地域振興局 管内を超える場合	県庁農政部農業政策課	〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2	026(235)7211